

発行/ 芦屋市役所  
〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号

■問い合わせ  
芦屋病院 ☎31-2156/FAX22-8822  
HP <http://www.ashiya-hosp.com/>  
〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号



### “地域医療” 再生計画

問い合わせ 芦屋病院 ☎31-2156

## ハーモニー（調和の）医療を目指します

市民の皆さんとともに、最高の調和を

本市が目指す「芦屋地域での最高の医療」とは、患者・家族、市民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、できる限り多くの皆さんに、当院を訪れていただけるように努めることです。そのためには、診療機能を堅持し、皆さんが芦屋病院

を訪れたその瞬間から、当院の医療スタッフとの間に奏でられる信頼関係が、最も大切だと考えています。また、医療の質の向上を、ともに目指す地域の開業医の先生がたや関係機関からも、信頼に足る地域の中核病院として発展することが、市民の命と健康を守る市民病院としての使命だと考えています。

このたびの地方独立行政法人化に向けた取り組みの経過においては、議会でも過去に例を見ないほどの膨大な時間を割いて、「公的医療」また

「市民病院のあり方と将来」について、熱心に審議をいただきました。「地域医療の崩壊」が、全国的な課題として取りざたされる今日、これほどの危機感をもって議論いただけたことは、幸いなことでした。また、こうした議論の中で、「地域で提供する最高の医療」が「調和の医療」であると教えられました。

さらに議論の中には、「医療への期待」や、「医療資源の制約」等について、今後に解決しなければならぬ課題が示されています。今後は、さまざまな条件を調和させ、その時点における最高レベルの

医療水準を、地域における関係機関と力を合わせて実現し、皆さんに提供することが急務です。そして、芦屋病院がその中心的な存在となるよう、前進し続けます。芦屋病院は、これからも地域の医療行政の発展に寄与すべく努力を重ねていきます。市民の皆さんのご理解とご協力を、今後ともよろしく願います。



### 地域医療の再生に向けて

芦屋市長 山中 健



平成21年第1回芦屋市議会定例会に、新たな議案を提案します。その内容は、4月から芦屋病院を「地方公営企業法の全部」を適用して運営して

いくための関連条例案ですが、その目的は、現在の病院事業を少しでも良くし、市民の皆さんに良質な医療を提供し続けるためのものです。

このたびの条例案は、昨年12月の市議会において議決を得るに至らなかった病院の「地方独立行政法人化」に向けた、取り組みの後を受けたものです。法人化ほどの劇的な法の適用効果は望めないものの、新たに病院事業管理者として、経験豊富な管理・監督職を配置することにより、病院の専門性に根ざした自主性が確保されることとなります。

市民の皆さんは、この間「地方独立行政法人化」や「地方公営企業法の全部適用」という耳慣れない言葉が矢継ぎ早に現れたことにより、かえって戸惑いを感じておられる面もあるでしょうが、市としては適用する法律や、その範囲を変えることによって、病院事業に携わる医師や看護師をはじめとした医療スタッフがその専門性を認められ、より働きやすく、良質な医療提供が可能となる方式で、かつ効率的な病院運営にも寄与できる手法を選択しつつ、芦屋病院の「市民のための病院としての役割」を守ることにもなります。

この度の議案については、すでに多くの公立病院事業に適用されている制度を導入しようとするものですから、どうぞご安心ください。

市民の皆さんには、今後とも、今まで以上の厳しくも温かい眼差しを注いでいただき、芦屋地域の医療と一緒に守り育てていただきたいと思っております。今後とものお力添えを、よろしく願います。

### 「芦屋病院 よろず相談」をご利用ください

医療や身体介護の方法等について、無料相談を受けています。お気軽に、声をかけてください。

- 日時 毎週火曜日・金曜日 午前10時～正午
- 会場 市役所北館 玄関横のコーナー
- 相談者 芦屋病院看護師

